

各種健診・検診事業について



役立ててください。

県民の皆様には、ご自身が該当する「健診（検診）」を把握し、積極的に受診いただき、病気の予防、早期発見・早期治療にお

（生活機能評価）」についてご紹介します。

また、次ページからは、この中から「特定健康診査」「がん検診」「介護予防健診

をご紹介します。

健診（検診）の種類により、対象者が異なることは勿論、実施主体等も違いますので、以下に主な健診（検診）制度の概要

しました。

「特定健診」・特定保健指導が始まり、健診（検診）制度が大きく変わりました。

昨

年 4 月より特定健康診査（以下

健診の種類	対象年齢	実施主体	備考
特定健診 （メタボ健診）	40～74歳	医療保険者	高齢者医療確保法に基づき実施 事業主健診、学校保健法に基づく職員健診、生活機能評価等は、特定健診よりも優先して実施されますので、上記健診等の該当者は特定健診の受診は必要ありません。
後期高齢者 健康診査	75歳以上	後期高齢者医療 広域連合	高齢者医療確保法に基づき実施 ※ 健診実施は“努力義務”ですので、実施されない市町があることも想定されます。 （20年度は県内全ての市町で実施）
健康増進法に基づく健康診査 ①各種がん検診 ②肝炎ウイルス検査 ③骨粗しょう症検診 ④歯周疾患検診	検診の 種類等により 異なる	市 町	健康増進法に基づき実施 ※ 検診実施は努力義務ですので、検診の種類によっては、実施されない市町があることも想定されます
介護予防健診 （生活機能評価）	65歳以上 の該当者	介護保険者	介護保険法に基づき実施 特定健診よりも優先して実施されます 65歳以上の介護保険の第1号被保険者（要介護者を除く）が対象となります。
事業者健診	—	事業主	労働安全衛生法により実施 特定健診よりも優先して実施されます。

※各健診（検診）の詳細につきましては、お住まいの市町の衛生担当部局等へお問い合わせください。

特定健診(メタボ健診)を受けましたか?



タボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した新しい健診制度である「特定健診」が、平成20年4月から始まっています。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した新しい健診制度である「特定健診」が、平成20年4月から始まっています。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した新しい健診制度である「特定健診」が、平成20年4月から始まっています。

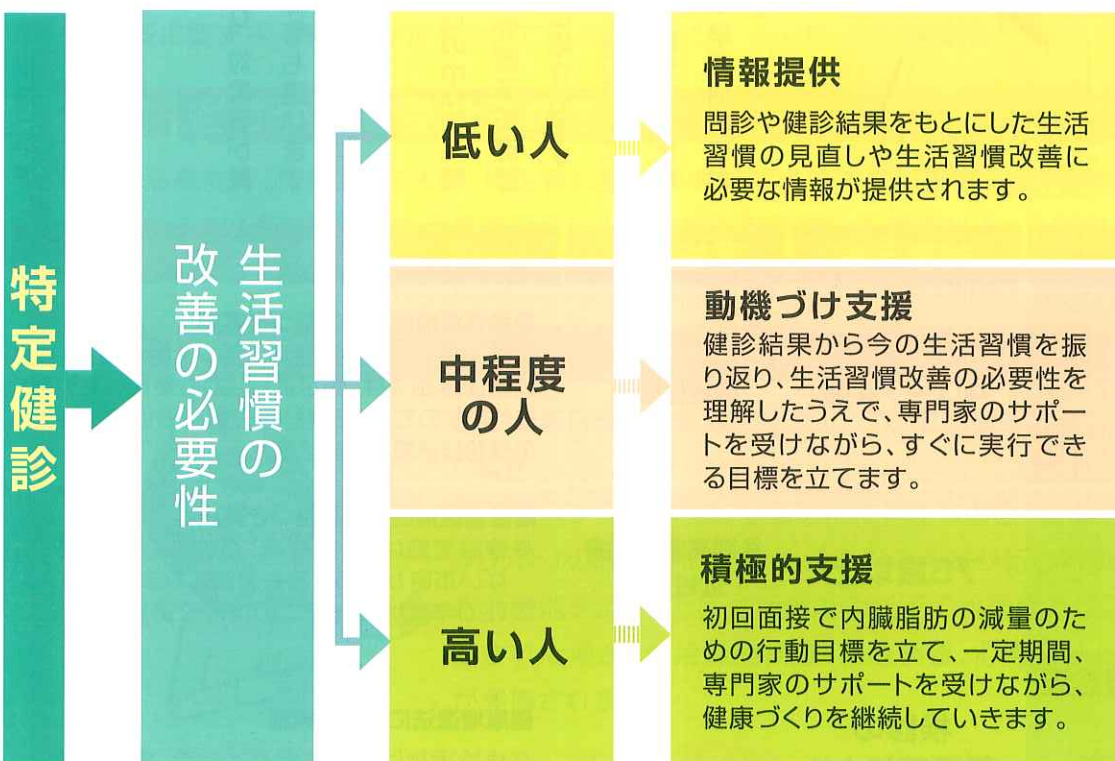


特定健診・特定保健指導とは?

特定健診では、内臓脂肪型肥満を見つけるために、腹囲



この健診結果から、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍が判定されます。また、生活習慣改善の必要性に応じグループ分けが行われ、特定保健指導が行われることになります。



40〜70歳の方が対象となります



40〜74歳で医療保険に加入している方(毎年度4月1日現在で加入している方。被扶養者を含む)が対象です。

なお、会社などで実施されている健診(事業者健診)を受診される方や、介護予防健診(生活機能評価)を受診される方は、その健診項目に特定健診の項目が含まれているため、基本的に改めて特定健診を受ける必要はありません。

どうやって受けるの?



対象者には医療保険者(健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険など。保険証で確認ください)より受診券や受診案内等が届きます。医療保険者が案内する実施場所で受診してください。

「がん検診」を受診しましょう！

厚

生労働省の集計では、がんで亡くなる人は年30万人を超え、死因のトップとなっています。

がんは、近年の医学の進歩により、早期に発見すれば治る確率は高くなっており、国でもがん予防のための指針を定め、がん検診を推進しています。



「がん検診」は
特定健診とは
別に実施されます。



「がん検診」は、健康増進法に基づき『市町村』が実施することになっており、特定健診とは別途、実施されます（市町によっては、特定健診、介護予防健診等の他の健診と同時実施される場合もあります）。

特に、事業者健診（職場での定期健診）を受ける機会のない主婦や高齢者のうち、健康保険組合の被扶養者（サラリーマンの被扶養者）の方々については、特定健診は健康保険組合、「がん検診」は市町、と実施主体が異なりますので、ご注意ください（自営業などの国民健康保険加入者については、特定健診、

がん検診共に、実施主体は市町村になります）。
「がん」の早期発見・早期治療のため、積極的に受診しましょう！



どうやって
受けるの？



実施方法は、実施主体である市町により異なります。詳しくはお住まいの市町「衛生担当部局」へお問い合わせください。

種 類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

「がん検診」の種類



厚生労働省の指針に定められる「がん検診」の種類、検査項目、対象者等は以下の通りです。